《海外法務事情》(EU) 【小特集:EU 消費者信用指令 2023】

①「小特集:EU消費者信用指令2023」の 趣旨

山本豊

京都大学名誉教授

欧州連合(EU)の消費者信用指令は、いわゆる統一的消費者信用法の系譜に属し、クレジットショッピングだけでなくキャッシング・銀行ローンも対象とする広範な適用範囲を有し、EUの消費者信用に関する基本ルールとして重要な役割を果たしてきた。そのEU消費者信用指令が、抜本的に改変されることになった。すなわち、現行の消費者信用指令2008/48/EC(以下、「2008年指令」という)¹は、その前身である消費者信用指令87/102/EEC(1986年指令)の後を受け継ぎ、複数回にわたる小改正を経ながらも、15年ほどにわたって欧州消費者信用法を規律してきたが、今次の改変により、2026年11月20日をもって廃止され、「消費者信用契約に関する、及び、指令2008/48/ECを廃止する2023年10月18日付欧州議会及び理事会指令2023/2225/EU」(以下、「2023年指令」という)によって置き換えられることになった。

「EU消費者信用指令2023」と題する本小特集は、この2023年指令の内容を客観的に叙述し、重要な法域の一つであるEUにおける法発展の有様を辿ることにより、消費者信用法分野における比較法的な基礎資料を提供することを目的とする。併せて、読者の理解に役立てるために、本指令の成案に至るまでの経緯に触れたり、限られた範囲においてではあるが、日本法の現行ルール(割賦販売法・貸金業法等)との対応関係や内容面での対比に関する説明を適切な範囲で付加することにも努めている。他方、本小特集は、日本法に向けての何らかの提言に直ちに結びつけることを意図するものではない。消費者信用分野においては、彼我の法制面・業務実態面での相違も少なくないことを踏まえると、将来の立法論の類に言及する場合には、方法論的な疑義が生じないように、別途、詳細な検討が必要になると考えられるからである。

このような方針の下、本小特集は、以下の5つの論稿から構成される。まず、第1論稿「2023年指令の概観」において、2023年指令の主要規律項目全体を駆け足で眺めた後、2008年指令の内容の重要な改変を含むと見られる3つの項目、すなわち、適用範囲、情報提供、信用力調査に関する規律内容について、第2論稿から第4論稿によってカバーする。締めくくりの第5論稿は、消費者撤回権や結合された信用契約に関する規律をはじめ、日本法の視点からしても重要な基本的ルールを含む2023年指令第8章の諸規定を取り上げる。本小特集の末尾には、5つの論稿で引用される指令条文等の試訳(抄訳)を掲げる。

¹ 2008年指令については、谷本圭子「2008年ヨーロッパ消費者信用指令(2008/48/EC)について」立命館法 学336号(2011)に全訳が掲載されている。

2023年指令は、新設規定、2008年指令の内容を部分的に改変する規定、2008年指令の内容をそのまま維持する(それどころか文言も同一である)規定から成り、従来からの規律内容と新たな内容の双方に目配りした叙述が必要になると考えられる。5つの論稿において、どちらにどの程度の重点を置いて論述するかは、担当分野の実情に応じ、各執筆者の工夫に委ねられている。また、すべての条文等を網羅的に叙述する必要性が薄いと考えられる場合は、重点を絞って取り上げている。

5つの論稿の執筆に当たり参照する指令のテキストとしては、英語版をベースとするほか、 必要に応じ、また、執筆者各自の語学的素養に応じて、独語・仏語等のテキストも適宜参照 して、正確な理解を得られるように努めた。

なお、小特集の各論稿において、2023年指令の前文や条文番号をカッコに入れて引用する 場合には、指令名を冠さず番号のみで引用する。

最後に、本小特集を構成する諸論稿において共通に使用する略称一覧を掲げる。

【略語表】

・「消費者信用契約に関する、及び、指令87/102/EECを廃止する 2008年4月23日付欧州議会及び理事会指令2008/48/EC」	→「2008年指令」
・「消費者信用契約に関する、及び、指令2008/48/ECを廃止する 2023年10月18日付欧州議会及び理事会指令2023/2225/EU」	→「2023年指令」
・「消費者信用契約に関する指令2008/48/ECの実施に関する、 欧州委員会から欧州議会及び理事会宛て報告(2020年11月5日付)」 COM(2020)963 final	→「2020年委員会報告」
・「消費者信用に関する欧州議会および理事会指令のための欧州委員会提 案 (2021年6月30日付)」COM (2021) 347 final - 2021/0171 (COD)	→「2021年委員会草案」
· 2022年6月7日付欧州連合理事会修正案 9433/1/22 REV1;Interinstitutional File 2021/0171(COD)	→「2022年理事会修正案」
・2022年7月12日付「妥協修正案1-231」欧州議会域内市場・消費者保護委員会文書番号PE732.820v01-00	→「2022年議会委員会修正案」
・2023年4月27日付「機関間交渉の結果としての暫定合意」欧州議会域 内市場・消費者保護委員会文書番号PE746.917v01-00	→「2023年機関間暫定合意」
・「住宅用不動産消費者信用契約並びに指令2008/48/EC、指令2013/36/ EU及び規則(EU)No 1093/2010の各改正に関する2014年2月4日付 欧州議会及び理事会指令2014/17/EU」	→「住宅ローン指令」
・「個人データの取扱いと関連する自然人の保護及びそのデータの自由な 移転に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する2016年4月27日付欧 州議会及び理事会規則2016/679/EU」	→「EUデータ保護一般規則」
・「クレジット・サービサー及びクレジット購入者に関する、並びに、 指令2008/48/EC及び2014/17/EUを改正する2021年11月24日付欧州議 会及び理事会指令2021/2167/EU」	→「二次信用市場指令」